

○佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱

令和 3 年 3 月 31 日

告示第 230 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、佐渡市のジュニアスポーツ活動の意識の高揚と競技力向上を図るため、島外遠征の経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、「ジュニアスポーツクラブ」とは、佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録制度に関する要綱（令和 7 年佐渡市告示第 283 号）に定めるジュニアスポーツクラブに登録している団体をいう。

(補助対象者及び補助対象事業)

第 3 条 補助対象者は、次のとおりとする。

- (1) 佐渡市ジュニアスポーツクラブに登録している団体
- (2) 各競技団体長が選抜チームと認めた団体
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が交付を認めた団体

2 補助対象者は、佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第 2 条第 1 号又は第 2 号に該当しない者でなければならない。

3 補助金の対象となる事業は、島外で開催される大会、交流試合及び練習試合とし、全国大会と佐渡市スポーツ協会の選手育成助成強化事業を除く。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、島外で開催される大会、交流試合及び練習試合の遠征に係る渡航費（2 等往復船賃とし、各種割引料金において最も経済的な額）とする。ただし、他の助成を受けた遠征を除く。

2 補助金の額は、参加者一人当たりの補助対象経費の 2 分の 1 以内の額

に参加人数を乗じた額とする。この場合において、一人当たりの補助対象経費の2分の1以内の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の参加者は、佐渡市に住所を有する者で、申請団体に所属する選手及び指導者とする。ただし、指導者は2名以内とする。

4 同一年度において、補助金の交付を受けることができる回数は同一団体において5回までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付申請書（様式第1号）に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付してジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者等に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

- (3) 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。
- (4) 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。
- (5) 補助事業が完了したとき（第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき（補助金の支払が発生しない場合を除く。）は、その承認のあった日。以下同じ。）から別に定める期日までに、又は補助事業が完了せずに本市の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに実績報告書を市長に提出すること。
- (6) 市長が第16条第4項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- (7) 第16条第4項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。
- (8) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

（申請の取下げ）

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付申請取下げ書（様式第4号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に

係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（補助事業の内容変更）

第9条 補助事業者等は、補助事業の実施回数等主要な内容を変更しようとするときは、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金変更承認申請書（様式第5号）に添付書類を添えて提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者等に通知するものとする。

3 第6条及び第7条の規定は、第2項の通知をする場合に準用する。
（実績報告等）

第10条 補助事業者等は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金実績報告書（様式第7号）に添付書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助事業者等が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助事業者等から提出されたジュニアスポーツクラブ等遠征費補助

金交付請求書（様式第9号）により補助金を支払うものとする。

2 市長は、補助事業の実施に当たり概算払が必要な場合は、交付決定額の80パーセントを上限に概算払をすることができる。

3 補助事業者等は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受ける必要がある場合は、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金概算払請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（中止又は廃止の承認）

第13条 市長は、補助事業者等がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業者等からジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第11号）を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、当該補助事業者等に通知する。

2 前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第10条から前条までの規定を準用する。

（補助金の経理）

第14条 補助事業者等は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者等は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 交付条件に違反したとき。

(3) 法令等に違反したとき。

(4) 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者等に通知する。

3 第1項の規定は、第11条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、第11条の規定により額の確定をした場合（第13条第2項において準用する場合を含む。）において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金返還命令書（様式第13号）により行うものとする。

5 市長は、補助事業者等が、返還すべき補助金を納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金)

第17条 市長は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者等の納付した金

額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

3 市長は、補助事業者等の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者等は、前項の申請をする場合は、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金返還に係る加算金（免除・減額）申請書（様式第14号）により行うものとする。

（延滞金）

第18条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

3 市長は、補助事業者等の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者等は、前項の申請をする場合は、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金返還に係る延滞金（免除・減額）申請書（様式第14号）により行うものとする。

（補助金交付の停止）

第19条 市長は、補助事業者等が別表の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者等については、補助金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金停止通知書（様式第15号）により補助事業者等に通知するものとする。

3 別表に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者並びにそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主

たる原因者を含めるものとする。

- 4 再停止の処分を受けた補助事業者等の交付停止期間は、別表に定める停止期間の2倍の期間とする。

（報告及び調査）

第20条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者等に報告を求め、又は実地に調査することができる。

- 2 補助事業者等は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかにジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金遂行状況報告書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定により、補助事業者等に報告を求め、又は実地調査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付決定の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者等に指導を行うものとする。

- 4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない補助事業者等に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

- 5 市長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、第15条及び第16条の規定を準用する。

（協力事項）

第21条 補助対象者は、市長が求めたときは次に掲げる事項に協力する。

- (1) 成果に関する資料の作成
- (2) 市が主催する成果報告会等に際しての、資料作成、出席及び発表
- (3) 補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

（所管）

第22条 この事業の事務は、文化スポーツ課において所掌する。

（その他）

第23条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

(令6告示151・一部改正)

附 則 (令和4年3月31日告示第144号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第151号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年9月11日告示第313号)

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月28日告示第93号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第19条関係)

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月

事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月
--	------------------------------------

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
メールアドレス
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付申請書

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金を交付されるよう、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

補助事業の名称		
補助事業の内容		
補助事業経費所要額		
補助金交付申請額		
補助事業の着手及び完了予定年月日	着 手	
	完 了	
添付書類 (1) 大会要項の写し (2) 参加者名簿 (3) その他必要な書類		

※ メールアドレスをご記入いただいた場合は、交付請求書をメール提出することが可能です。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名 様
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長 

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金の交付について、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
交付決定の内容	この補助金の対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった申請書記載のとおりとする。
交付の条件	佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名

様

佐渡市長

印

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金の交付について、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

（不交付の理由）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったジュニア
スポーツクラブ等遠征費補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市ジュ
ニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1 取下げ理由

2 その他

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

補助事業の名称	
変更の内容	
変更の理由	
補助事業の変更後経費 所要額	
補助金変更交付申請額	
変更予定年月日	
添付書類 (1) 変更事業計画書 (2) 変更収支予算書(又はこれに代わる書類) (3) その他の書類	

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名 様
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長 印

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金について、次のとおり変更交付決定したので佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	
変更交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書記載のとおりとする。
交付の条件	佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第 7 号（第 10 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があったジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金について、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第10条第 1 項の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

補助事業の名称	
補助事業の成果	
補助事業の経費の決算額	
補助金交付決定額	
補助事業の完了年月日	
添付書類 (1) 収支決算書 (2) 事業結果を記載した書類 (3) 支払いを証明する書類（領収証の写し等）	

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

住 所

団体名

氏 名 様

（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

佐渡市長



年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をしたジュニア
スポーツクラブ等遠征費補助金については、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征
費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知す
る。

1 交付決定額

2 交付確定額

様式第 9 号（第 12 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

請求者 住 所
団体名
氏 名
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があったジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金を下記のとおり交付されるよう、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第12条第 1 項の規定により請求します。

記

金 円

振 込 口 座 金融機関名

口 座 種 別

口 座 番 号

(フリガナ)
口座名義人

※ 口座名義人が事業の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要になります。
※ 通帳の写し（表紙の次のページ）を添付してください。

	役職	氏名	連絡先
発行責任者			
担当者			

様式第 10 号（第 12 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

請求者 住 所
団体名
氏 名
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金について概算払いを受けたいので、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第12条第3項の規定により次のとおり請求します。

補助金交付決定額	円
今回請求額	円
前回までの受領済額	円
差引残額	円
概算払請求事由	

振 込 口 座 金融機関名

口座種別

口座番号

(フリガナ)
口座名義人

※ 口座名義人が事業の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要になります。
※ 通帳の写し（表紙の次のページ）を添付してください。

	役職	氏名	連絡先
発行責任者			
担当者			

様式第 11 号（第 13 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住 所

団体名

氏 名

（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があったジュニアスポーツクラブ等島外遠征費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

1 （中止・廃止）の理由

2 事業の進捗状況が分かる書類

様式第 12 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあったジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金については、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第15条第2項の規定により、その交付決定を取り消すこととしたので通知します。

1 交付決定取消額 _____ 円

2 交付決定取消の内容

3 取消理由

様式第 13 号（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名 様
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長 印

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金返還命令書

佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第16条第 4 項の規定により、
下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき額
- 2 返還期限
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助対象年度
- 6 補助金等の名称
- 7 補助金等の交付決定通知額
- 8 補助金等の交付済額
年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
- 9 補助金等の交付確定額

様式第 14 号（第 17 条、第 18 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金返還に係る
（加算金・延滞金）（免除・減額）申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付決定の通知を受けた・額の確定通知を受けた） 年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金の返還に係る（加算金・延滞金）の（免除・減額）を受けたいので、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第（17・18）条第 4 項の規定により申請します。

記

1 （加算金・延滞金）の額

円

2 （加算金・延滞金）免除申請の理由

様式第 15 号（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

住 所

団体名

氏 名 様

（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

佐渡市長

印

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金停止通知書

佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第19条第2項の規定により、
補助金等の交付を（停止・再停止）する。

記

1 停止期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

2 その他

・再停止の場合は、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱別表に定める停止期間の2倍の期間とする。

・最低限の生活維持を図る目的で支出される扶養的補助、国県等で定める給付金等を除く。

様式第 16 号（第 20 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったジュニア
スポーツクラブ等遠征費補助事業の遂行状況を、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征
費補助金交付要綱第20条第2項の規定により報告します。

記

- 1 事業の遂行状況
- 2 事業収支の遂行状況
 - (1) 収入状況
 - (2) 支出状況
- 3 その他

様式第 1 号（第 5 条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第 2 号（第 6 条関係）

（令 4 告示144・一部改正）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（令 4 告示144・一部改正）

様式第 4 号（第 8 条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第 5 号（第 9 条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第 6 号（第 9 条関係）

（令 4 告示144・一部改正）

様式第 7 号（第10条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第 8 号（第11条関係）

（令 4 告示144・一部改正）

様式第 9 号（第12条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第10号（第12条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第11号（第13条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第12号（第15条関係）

（令 4 告示144・一部改正）

様式第13号（第16条関係）

（令 4 告示144・一部改正）

様式第14号（第17条、第18条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第15号（第19条関係）

(令 4 告示144・一部改正)

様式第16号 (第20条関係)

(令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正)